

2 種類は、当分の間、この規則による改正後の
様式によるものとみなす。
旧様式による用紙については、当分の間、一
れを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1（第1条関係）

特種有形固定資産の名称及び登録番号	長崎市立(仮に登録)は、その名称		
選入者	由		
選行権利者名(法)			
選行権利者名(英)			
自 動 車	最大燃費 等級	機械等の登録 登録料 税額	運転 免許
特種有形固定資産又は運送車両			
機 蔽 方 法 (法)			
機 蔽 要 求 (法)			
整頓等への要請			

注) ①会員登録料、登録入力料、登録操作料等の費用を徴収する場合に付加料をすること。
②会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
③会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、工場又は事務所である場合は、その名称を記載すること。
④会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑤会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑥会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑦会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑧会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑨会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑩会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑪会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
⑫会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。
参考 1 会員登録料の額の2倍を付加料と記載し、会員登録料の額の2倍を付加料と記載すること。

別記様式第2
(第2条関係)

別記様式第3（第4条関係）

問答1 番号欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4（第5条関係）

別記様式第4（第3各附表）	
公證 印 留 用 手 冊	公證 印 留 用 手 冊
公證 印 留 用 手 冊	公證 印 留 用 手 冊
特定資産開示書類等交付申請書	
年 月 日	
公證委員会 職	
住所	
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
届出者の区分	
在留登録の有無と特定財物の規制等に関する法律施行令第3条の規定により、運送業者に提出する場合は、該登録証明書を提出する。	
運送業者登録番号	運送業者登録番号
年 月 日	
前 項 の 事 項	

備考 1 備考欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。